

Q3 後見開始の審判の申立てを行った後の手続は、どのような流れになりますか？

まず、裁判所の担当者が、申立書類に不備や不足がないか確認します。そのあと、申立人と後見人候補者が裁判所で面接を行います。この面接では、申立てに至った詳しい事情やご本人（後見人を必要とする状態にある方）の生活状況等を説明することになります。そのほかに、必要に応じて裁判所の担当者がご本人と面談したり、親族の意向を確認したりします。ご本人の判断能力を医学的に判定するため、鑑定をする場合もあります。これらの結果を踏まえて、家庭裁判所が、要件を満たすと判断すれば、後見開始の審判を行います。併せて、裁判官がもっとも適切と判断した後見人を選任します（事情により、後見人候補者とは異なる人が後見人として選任される場合もあります）。申立てから審判が出るまで、1~2か月程度かかることが多いようですが、事情によってはさらに長い期間がかかることもあります。

後見開始の審判が出たら、審判書謄本が後見人等に郵送されます。郵送されて2週間が経つと、審判が確定し、登記がされます（ご本人の戸籍には記載されません）。登記が完了したら、後見人はその職務を開始することになります。

なお、「後見」で申立てをしても、ご本人の判断能力の程度に応じて、「保佐」や「補助」として審判が出る場合もあります。この場合は、別途、代理権ないし同意権・取消権付与の申立てをすることが必要になります。

Q4 成年後見人が、親の財産の管理を適切に行ってくれませんか。どうしたらよいですか？

後見人に不正な行為や著しく後見人としてふさわしくない行為がある場合、後見監督人、ご本人（被後見人）、ご本人の親族は、家庭裁判所に対して後見人の解任請求をすることができます。家庭裁判所がこれらの事情があると判断すれば、後見人は解任されることになります。親族からの申立てがなくても、裁判所が職権で後見人を解任することもできます。

もっとも、後見人がご本人や親族の思うとおりに行動しない、単に気に入らないというだけでは、後見人を解任する理由にはなりません。また、後見人を解任するためには裁判所の判断が必要となりますので、親族の意向だけで解任することはできません。

保佐人や補助人についても、解任の方法は後見人と同様です。

Q5 将来、判断能力が衰えたときの財産管理が不安です。何か良い方法はありませんか？

任意後見契約が考えられます。**任意後見契約**とは、判断能力があるうちに、将来、判断能力が衰えたときに備えて、財産管理、介護や生活等の援助の内容や範囲と援助を頼む人（**任意後見人**）を決めておく制度です。もっとも、成年後見と異なり、ご本人の取引についての同意権や取消権はありません。また、任意後見契約は、**公正証書**で行わなくてはなりません。

将来、実際に判断能力が衰えたときには、任意後見契約で任意後見人候補者とされた人又は本人の親族が、家庭裁判所に対して、**任意後見監督人**の選任を申し立てます。任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じて、任意後見人が本人の財産管理等を行うことができますようになります。

そのほかに、財産管理委任契約（Q6参照）を利用することも考えられます。財産管理委任契約は、任意後見と異なり裁判所の関与はありません。

Q6 私は判断能力はあるのですが、身体が不自由です。財産管理を人にお願ひできるような方法はありませんか？

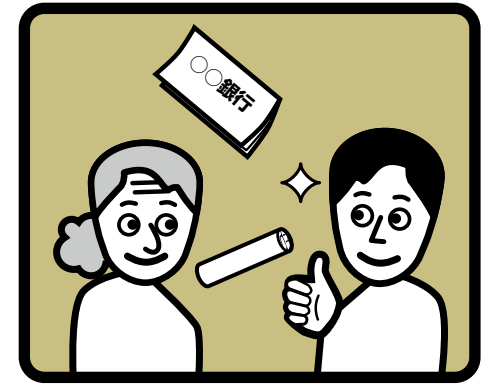
成年後見制度（後見・保佐・補助）は、判断能力が十分に保持されている場合には、利用することはできません。現時点で財産管理をほかの人に依頼する場合には、財産管理委任契約が考えられます。**財産管理委任契約**は、いつから・どのような財産管理を依頼するのかについて、ご本人が自由に決めることができます。一方で、法定後見における裁判所や任意後見における任意後見監督人のように、財産管理をする人を監督する仕組みがないため、不正があっても分かりにくい等のデメリットもあります（金融機関によっては、財産管理委任契約だけでは、代理権限を認めないケースもあるようです）。

財産管理委任契約と似た制度に、**民事信託**があります。民事信託は、信託する第三者（家族を含む）に財産の管理や処分を委託する契約です。財産管理委任契約と同様、裁判所の手続を要しません。一方、財産管理委任契約とは異なり、委託する不動産の名義は、受託者（財産の管理・処分を委託された人）に移します。銀行口座についても、信託口座を開設することになります。そのため、受託者が財産の管理処分を行いやすいという特徴があります。受託者を監督する仕組みがないのは、財産管理委任契約と同様です。

財産管理委任契約も民事信託も、自由度が高い分、利用する場合には適切な内容の契約をすることが大切です。契約をする前に、弁護士や司法書士等の専門家に相談してみるといいでしょう。

成年後見Q&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多いご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
 迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

全国どこからでもお問合せを受け付けています。
 平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分9.35円(税込)で通話することができます。
 ※IP電話やプリペイド携帯からは、03-6745-5600にお電話ください。
 ※ホームページのメール専用入力フォームにてメールでのお問合せも受け付けています。

法律問題Q&Aシリーズ ⑤



法テラスは国が設立した公的な法人です。
 法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

Q1 親の物忘れがひどくなってきており、騙されて高額な契約をしないか心配です。何か良い方法はありませんか？

成年後見制度の利用が考えられます。成年後見制度は、精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症等)によって判断能力が不十分な方を保護するための制度です。ご本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。これらの制度を利用するためには、家庭裁判所に対して申立てをして審判を受ける必要があります。

後見は、判断能力に欠けているのが通常の状態の方が対象となります。後見開始の審判を受けると、ご本人(**被後見人**)には**後見人**が付きまします。後見人は、ご本人の財産を管理する権限を与えられています。ご本人が著しく不利益な状態とならないよう、後見人は、ご本人が行った取引(生活用品の購入等、日常的な取引を除く)を取り消すことができます。また、ご本人の財産を適切に活用するために、ご本人を代理して財産に関する取引をすることもできます。例えば、ご本人のために、診療・介護・福祉サービス等の利用契約を結んだり、預貯金の出し入れや不動産の管理等をしたりします。後見人は、ご本人の身上保護及び財産管理の状況について、定期的に裁判所に対して報告することになります。また、もしご本人に債務整理等の必要がある場合、後見人が代理して債務整理等をする事も考えられます。

保佐は、後見のように判断能力に欠けているのが通常の状態ではないものの、判断能力が著しく不十分な状態にある人が対象となります。裁判所で保佐開始の審判を受けると、ご本人(**被保佐人**)には**保佐人**が付きまします。その後は、法律で定められた行為(借金、債務の保証、土地の売買、建物の新築や増改築等)をするには、保佐人の同意を得なくてはなりません。保佐人の同意が必要な行為について、ご本人が同意なく行った場合には取り消すことができます。また、ご本人の同意をもとに別途**代理権付与の申立て**をすれば、特定の法律行為については、保佐人がご本人を代理してすることができるようになります。

補助は、保佐よりは判断能力があるものの、判断能力が不十分な人が対象となります。補助開始の審判を受けると、ご本人(**被補助人**)には**補助人**が付きまします。家庭裁判所は、補助人に対して、法律で定められた一定の行為のうち、ご本人が希望したものにつ

き、**同意権・取消権**を与えることができます。また、一定の法律行為について**代理権**を与えることもできます。同意権・取消権、又は代理権を付与してもらう場合には、それぞれについて、補助開始の審判とは別に申立てが必要となります。ご本人の意思を尊重する観点から、補助に関しては、補助開始の審判、同意権・取消権付与、代理権付与の審判のいずれについても、ご本人の同意が必要です。

Q2 夫の母が認知症になりました。私が後見開始の審判の申立てをすることはできますか？

できます。**後見(保佐、補助)開始の審判**は、後見人を必要とする状態にある方(ご本人)がお住まいの地域を管轄する家庭裁判所に申し立てることになります。申し立てることができる人、必要書類、申立てにかかる費用については次のようになっています。

1.申し立てることができる人

本人、配偶者のほか、4親等以内の親族(親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹等)といった方です。一定の要件を満たせば、市町村長が申し立てることもできます。

2.必要書類

- ①申立書類(申立書、財産目録等)
- ②ご本人の戸籍謄本や住民票、成年被後見人等として登記されていないことの証明書(法務局で交付申請できます。)
- ③診断書(書式を用意している裁判所もあります。)
- ④後見人(保佐人、補助人)候補者(※)がいる場合には、その人の戸籍附票又は住民票
※未成年者や破産手続中の人等は、後見人(保佐人、補助人)になれません。

このほか、本人の生活状況等の情報をまとめた「本人情報シート」を提出することが望ましく、親族の同意書や、ご本人の資産や負債(借金)、最近の家計(収入と支出)の内訳等に関する資料の提出を求められる場合もあります。家庭裁判所によって運用が異なることがありますので、詳しくは管轄の家庭裁判所にご確認ください。

3.費用

- ・申立手数料 1件につき800円(収入印紙)
(保佐や補助の場合で、同意権や代理権の申請をする場合には、別途それぞれに1件あたり800円)
- ・登記嘱託費用 2,600円(収入印紙)
- ・郵便切手の代金
(必要な切手の枚数は、申立てをする裁判所、申立ての類型によって異なります。)
- ・鑑定費用 5万~10万円程度
(診断書等の記載内容から、裁判所が鑑定を不要とする場合もあります。)
- ・申立書に添付する診断書の取得費用
- ・戸籍謄本や住民票の取得費用(多くの自治体では戸籍謄本1通450円、住民票1通300円)
- ・申立てを弁護士や司法書士に依頼した場合には、その費用等

なお、後見人(保佐人、補助人)が選任されると、家庭裁判所の審判に基づき、後見人(保佐人、補助人)に対する報酬が別途発生する場合があります。

申立てはご自身で行うほかにも、弁護士や司法書士に申立書類の作成だけ依頼する方法や、申立手続の全てを依頼する方法もあります。申立書類の作成や申立手続を弁護士や司法書士に依頼する場合、資力等の一定の要件を満たせば、法テラスの民事法律扶助制度を利用できる場合があります。

また、生活保護の受給者や資力等の一定の要件を満たす方は、各自治体で設けられている申立費用や後見報酬の助成制度(成年後見制度利用支援事業)が利用できる場合もあります。

成年後見制度や手続で分からないことがあれば、市区町村役場、中核機関(権利擁護支援センター、成年後見センター等)、地域包括支援センター、社会福祉協議会、相談支援事業所や各専門家団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)に相談することができます。裁判所での手続については、家庭裁判所でも相談することができます。